

I. 公民館の現状について

1. 公民館設置の法的根拠

- ・ 公民館は社会教育法に規定され、その目的は法第 20 条「住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教育の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する」ことを目指し、法第 21 条に基づき市町村が設置します。
- ・ 分館の設置根拠は、法第 21 条第 3 項「公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる」の規定によります。
- ・ 公民館は法第 20 条の目的を達成するために法第 22 条に規定する事業を行うことが規定されています。
- ・ 公民館の職員については法第 27, 28 条の規定によります。

社会教育法

第五章 公民館 (抜粋)

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人 (以下この章において「法人」という。) でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

- 一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。

2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第二十三条の二 文部科学大臣は、公民館の健全な発達を図るために、公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、市町村の設置する公民館が前項の基準に従って設置され及び運営されるように、当該市町村に対し、指導、助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第二十四条 市町村が公民館を設置しようとするときは、条例で、公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第二十五条及び第二十六条 削除

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。

3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、教育長の推薦により、当該市町村の教育委員会が任命する。

2. 公民館の設置及び運営に関する基準

・公民館については、社会教育法第 23 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公民館の設置及び運営に関する基準(平成 15 年 6 月 6 日文部科学省令第 112 号)が示され、公民館の健全な発達、水準の維持、向上に努めるものとされています。

【主な内容】

- ・公民館の主たる活動対象区域を定める
- ・多様な学習機会の提供により地域の学習拠点としての機能を持つ
- ・地域の家庭教育支援拠点としての機能の発揮
- ・ボランティアの養成、奉仕活動、体験活動の推進
- ・学校、家庭及び地域社会との連携等
- ・地域住民の意向を反映し、地域の実情を踏まえた運営の推進
- ・専門性のある職員の配置
- ・各世代の利用の促進を図るために必要な施設及び設備
- ・事業の自己評価

2. ふじみ野市の公民館

- ・ふじみ野市立公民館の設置の目的は、「ふじみ野市公民館条例第 1 条」に、法第 20 条の目的を達成するため、法第 21 条の規定に基づき設置することが規定されています。
- ・法第 24 条に基づき「ふじみ野市立公民館条例」により下記の市立公民館が設置されています。(公民館 3 館、公民館分館 18 館、分室 1 館)

別表第 1 (条例第 2 条関係)

名称	位置
ふじみ野市立大井中央公民館	ふじみ野市大井中央二丁目 1 番 8 号
ふじみ野市立上福岡公民館	ふじみ野市福岡一丁目 1 番 8 号
ふじみ野市立上福岡西公民館	ふじみ野市上福岡五丁目 2 番 12 号
ふじみ野市立上福岡西公民館分室	ふじみ野市新田一丁目 3 番 15 号
ふじみ野市立大井中央公民館旭分館	ふじみ野市苗間 40 番地 38
ふじみ野市立大井中央公民館大井分館	ふじみ野市大井 234 番地
ふじみ野市立大井中央公民館苗間分館	ふじみ野市苗間 371 番地
ふじみ野市立大井中央公民館亀久保分館	ふじみ野市亀久保二丁目 14 番 3 号
ふじみ野市立大井中央公民館鶴ヶ岡分館	ふじみ野市鶴ヶ岡四丁目 16 番 25 号
ふじみ野市立大井中央公民館三角分館	ふじみ野市亀久保 1748 番地 3
ふじみ野市立大井中央公民館亀久保西分館	ふじみ野市亀久保 1814 番地 1
ふじみ野市立大井中央公民館江川分館	ふじみ野市東久保一丁目 23 番 12 号
ふじみ野市立大井中央公民館三保野分館	ふじみ野市苗間 585 番地 100
ふじみ野市立大井中央公民館学園分館	ふじみ野市亀久保 1221 番地 113
ふじみ野市立大井中央公民館武蔵野分館	ふじみ野市大井武蔵野 1328 番地 5
ふじみ野市立大井中央公民館亀居分館	ふじみ野市中央一丁目 15 番 11 号
ふじみ野市立大井中央公民館原分館	ふじみ野市大井武蔵野 1424 番
ふじみ野市立大井中央公民館緑ヶ丘分館	ふじみ野市西鶴ヶ岡二丁目 10 番 1 号
ふじみ野市立大井中央公民館八丁分館	ふじみ野市亀久保 1683 番地 100
ふじみ野市立大井中央公民館赤土原分館	ふじみ野市亀久保 669 番地 4
ふじみ野市立大井中央公民館亀久保南分館	ふじみ野市亀久保 1145 番地 24
ふじみ野市立大井中央公民館ふじみ野分館	ふじみ野市ふじみ野二丁目 22 番 2 号

3. 公民館の組織

- ・法第 27 条に基づき「ふじみ野市公民館条例第 4 条」により、公民館に館長、分館長、主事その他必要な職員を置いています。

館	管理・運営	職員の別	備考
大井中央公民館 上福岡公民館 上福岡西公民館	館長、副館長、係長、主任等、(社会教育主事有資格者)	市職員 " "	常勤
大井中央公民館 分館(18館)	分館長(1名) 分館運営委員(5名)	非常勤特別職	教育委員会が委嘱 公民館長が委嘱
西公民館分室(1館)	西公民館長・職員		

4. 分館の役割

- ・ふじみ野市公民館条例施行規則第25条(公民館分館長等)により「公民館分館に、分館長及び分館運営委員を置く」ことが規定されています。

(公民館分館長等)

第25条

1～6 (略)

7 分館長は、分館の各種事業の企画、実施及び分館の管理に当たる。

8 分館長は、分館事業の企画、実施について運営委員を招集し、会議を開き、意見を求めなければならない。

9 分館運営委員は、分館における各種事業の企画、実施に協力し、分館の運営に当たる。

【実態】

- (1)分館長・分館運営委員を中心に分館事業の企画、実施及び分館の管理にあたっています。
- (2)分館は、地域の身近な社会教育施設として市民の学習の場、地域コミュニティ活動の場として、子どもから高齢者まで地域住民の健康増進、交流、学びの場として活用されています。
- (3)分館事業は、町会・自治会との連携が深く、地域密着型の行事が行なわれ、長年、公民館が地域住民の繋がりをつくる場としての役割を果たしてきました。

5. 分館利用者(平成25年度:18館合計)

社会教育関係団体	60%	民生児童委員、行政	5%
町会・自治会	17%	分館事業	0.1%
いきいきクラブ	5%	その他、有料団体	8%
社協・支部社協	5%		

Ⅱ.社会教育関係団体について

1. 教育基本法における社会教育の目的

- ・平成 18 年度教育基本法が改正され、第 2 条「教育の目標」に③主体的な社会参画、第 3 条「生涯学習の理念」等が新たに規定されました。
- ・教育の実施における基本として「社会教育」が規定されています。

(教育の目的)

第 2 条

③正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に貢献すること。

(生涯学習の理念)

第 3 条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(社会教育)

第 12 条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

2. 社会教育法における定義

- ・社会教育法は、教育基本法に則り社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的としています。

(社会教育の定義)

第 2 条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文

化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 (略)

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

1 社会教育に必要な援助を行うこと。

2 社会教育委員の委嘱に関すること。

3 公民館の設置及び管理に関すること。

4 ～18 (略)

19 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

3. 社会教育関係団体の定義（法第 10 条）

- ・法人であると否と問わず公の支配に属さない団体
- ・主として社会教育に関する事業（学習活動を行う目的）に組織された団体

(社会教育関係団体の定義)

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

4. 社会教育関係団体の特徴（法第 12 条）

- ・民主的な自主団体であり、公権力による統制的支配や干渉が一切排除されています。
- ・法概念や法的な規定がなく、行政側の判断により認定されます。

5. 教育委員会との関係（法第 11 条）

- ・社会教育関係団体の求めに応じ、専門的技術、又は助言を与えることができる。
- ・社会教育関係団体の求めに応じ、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。
- ・社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合は、地方公共団体にあつては、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。（法第 13 条）

(文部科学大臣及び教育委員会との関係)

第十一条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。

(国及び地方公共団体との関係)

第十二条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

【一般的な認定の基準】

- (1) 会員が自主的に会を運営し、事業を計画的、継続的に実施でき事業成果が十分期待されること
- (2) 地域と密接な連携をとり、事業の推進がされていること
- (3) 規約（会則）があり、役員を選出していること
- (4) 会計（自己財源）がきちんと運営されていること
- (5) 社会教育に関係ある事業に大半が支出されていることと活動場所並びに事務所を当該自治体内に有すること

○ふじみ野市社会教育関係団体補助金交付要綱における基準

(補助対象事業)

第 2 条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、社会教育に関する学習活動及び学習の成果を広く市民に提供できるような各種事業とする。

- (1) 事務局及び代表者が市内に住所を有し、かつ、団体の活動範囲が市内であること。
- (2) 事業が広く市民に開かれ、閉鎖的でないこと。
- (3) 営利を目的としないで、かつ、特定の政党やその他の政治団体に属さないこと。
- (4) 宗教や宗教団体と関係がないこと。
- (5) 民主的及び主体的な運営がなされていること。
- (6) 学習活動が継続的に行われ、自ら経理し監査する機構が整っていること。

6. 社会教育関係団体の現状

- ・歴史的経緯では、戦後の社会教育は、①農村中心主義、②青年と婦人中心主義で展開され、当時の社会教育関係団体といえば、「婦人会、青年団、老人会、子ども会、PTA」など地域社会を基盤にした伝統的な団体をいいました。
- ・その後、都市化現象の進展と伝統的な地域社会の崩壊に伴い、既存の社会教育関係団体は衰退し、それに代わり社会教育や公民館で育ったグループ・サークルなどの特定の活動目的をもち継続的な目的集団（学習、趣味のサークルなど）が多く発生しました。
- ・現在では、「活動＝学習」から「活動＝趣味」という団体が多くなっている現状がありますが、「社会教育」の枠を超え、福祉、子育て、高齢・介護など地域課題に対するボランティア団体、スポーツの分野においては高齢者の健康づくりの団体など多様な活動が展開されています。

7. 社会教育関係団体の実践例

- ・法や条例で社会教育関係団体を支援するのは、団体の活動を通し、地域貢献に参画する人材が育成され、地域の繋がりやまちづくりに繋がる公益活動の実践など行政効果をもたらす期待があります。

【事例】

- ・上福岡公民館活動団体「上福岡マジッククラブ」
市民がマジックの技術を公民館で学び、その成果を老人施設や福祉施設、子ども会行事、市の催しに基本的に無償で披露・発表しています。
- ・大井中央公民館活動団体「大井自然塾」
青少年を対象に大井中央公民館とタイアップし「カブトムシ講座」など自然体験事業を実施。毎年夏に実施し多く子どもの参加を得ています。

8. 社会教育関係団体の課題

- (1)法に規定する本来の社会教育を学習する団体が減少し、趣味的団体が増加するなど単なる公民館施設利用団体に化している状況があります。
- (2)公益的な活動団体でも高齢化により会員数が減少し、新たな会員が集まらない状況があります。

- (3) 社会教育の枠を超え、福祉、子育て、高齢・介護など地域課題に対するボランティア団体、スポーツの分野においては高齢者の健康づくり団体などが多様な活動を展開している状況もあります。
- (4) 現在の「社会教育関係団体」の基準を見直し、本来の学習活動団体、公益的な活動を主とする団体とするなど市としての認定基準を策定すべき時期に来ていると考えます。